

## 【参考資料 用語集】

### <か 行>

#### • 基幹相談支援センター

地域の相談支援事業所（者）への専門的な指導、助言や人材育成を行ない、地域の相談機関との連携強化を図り、また障がい者の生活を地域全体で支える為の体制整備を行なう。上伊那圏域では『上伊那圏域障がい者総合支援センター・きらりあ』に設置されている。

#### • ケース会議

障がいのある人の希望を聞き、今後の支援や内容などを協議する会議。

#### • 工 賃

雇用契約を結ばない就労継続支援 B 型作業所の利用者に対する賃金。作業の対価として利用者に支払われ、平均工賃月額は 16,000 円程度。

#### • 合理的配慮

障がいがある人であっても、障がいのない人と平等に全ての人権が保障されること。また教育、就業、その他の社会生活において平等に参加できる様に、それぞれの障がい特性や関わりごとに合わせて配慮が行われること。合理的配慮は可能な限りで提供することが行政、事業所、学校等に求められている。

### <さ 行>

#### • 自閉症スペクトラム障がい

一般的に臨機応変な対人関係が苦手で、自分の関心、やり方、ペースの維持を最優先させたいという本能的志向が強いことを特徴とする発達障害の一種。

#### • 就労継続支援 A 型

一般企業等への就職が難しい障がいや難病を抱えている方に働く場所を提供する目的で定められた制度の一つ。雇用契約を結びながら作業（仕事）に従事して就労に必要な知識等の向上を図り、その対価として給与をもらうことができ、また最低賃金は保障される。

#### • 就労継続支援 B 型

一般企業等での就職が難しい各種障がいや難病を抱えている方に対して、働き場所を提供する目的で定められた制度の一つ。雇用契約は結ばず、就労時間等について、自身

の体調に合わせて勤務しやすい。

- **障害者差別解消法**

2016年4月施行。

障害者基本法の基本原則を踏まえ、差別禁止に関する規定を具体化し、それが守られるための措置などが定められている。

- **成年後見制度**

障がい等によって判断能力が低下した人の財産を管理し、不当な契約等から守ることができる制度。大きく分けて『法定後見制度』と『任意後見制度』と二つの種類がある。

- **相談支援専門員**

計画相談支援を行なう事業所において、配置が義務づけられている職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。障がい者やその家族が福祉サービス等の適切な支援を受けることができるために『サービス等利用計画』の作成やモニタリングを行なう。

## <た 行>

- **地域自立支援協議会**

当事者や地域における障がい者福祉の関係者が集まり、個別の相談支援の事例等を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題解決から地域の社会資源や福祉サービス等の整備を担う。

- **統合失調症**

およそ100人に1人の割合で、また若い人が発症しやすいとされている病気。一つの病気ではなく、症状や経過が似た様々な精神疾患が集まって起こる症状群で、陽性症状（幻覚、妄想）、陰性症状（感情の平板化、意欲低下）、認知機能の軽度障がい等がある。

- **特例子会社**

『障害者雇用促進法』では、企業は障がい者法定雇用率（現在2.3%）を達成することが求められている。特例子会社は雇用率のカウントにおいて、親会社の一事業所とみなされる。

## <な 行>

- **ネグレクト**

幼児、高齢者等社会的弱者に対して、その保護、養育、義務を養護者等が果たさず放

任する行為のこと。

## <は 行>

### ・場面緘黙（ばめんかんもく）

発声器官には問題なく、言葉を理解したり、言語能力がある人が、ある特定の場面や状況で話すことができなくなってしまう精神疾患。

## <や 行>

### ・療育手帳

知的障がい児者に発行される障害者手帳。療育等の補助が受けられるよう様々な制度やサービスの利用を受けやすくすることを目的に発行されている手帳。

## ※『障がい』表記に関して

『害』の字は身体障害者福祉法の制定の際に「礙」や「碍」（礙の俗字）の字が当用漢字の制限を受けて使用できないため、代わりに使用されるようになりました。『害』という時には「害悪」や「公害」等、否定的で“負”のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見があり、また『障害者』という表記はピープルファースト（障がい者である前に人間である）の理念からも適切ではないと考えます。そこで『障害』を平仮名表記で『障がい』や『しょうがい』とすることにより、否定的なマイナスイメージを和らげようとする動きが行政を中心に広がりつつあります。

表記を変えることについて賛否両論がありますが、「差別感や不快を感じる人が少しでもいるのであれば…」という理由から事例集では改めています。

### 【編集】 上伊那圏域地域自立支援協議会・権利擁護部会

◎部会長 矢澤秀樹（伊那市社会福祉協議会成年後見センター）

○副部会長 太田明良（ひなた法律事務所）

#### ○事例集検討委員

小松真樹（伊那市福祉相談課）

西村 渉（『信州こころん』統括マネージャー）

中山万宝（『(株)ナパック』シニアアドバイザー）

#### ○地域自立支援協議会コーディネーター

藤原香澄 平野幸代

（上伊那圏域障がい者総合支援センター）

#### ○事務局 村上久登美 相野田智昭

（上伊那圏域障がい者総合支援センター）